



保医発第0613002号
平成20年6月13日

地方社会保険事務局長
都道府県民生主管部(局)
国民健康保険主管課(部)長
都道府県後期高齢者医療主管部(局)
後期高齢者医療主管課(部)長 } 殿

厚生労働省保険局医療課長

アダリムマブ製剤の保険適用上の取扱いについて

今般「使用薬剤の薬価(薬価基準)」(平成20年厚生労働省告示第60号。以下「薬価基準」という。)の一部が平成20年6月13日付け厚生労働省告示第330号をもって改正され、アダリムマブ製剤が薬価基準に掲載されたこととあわせて、「特掲診療料の施設基準等」(平成20年厚生労働省告示第63号)及び「療担規則及び薬担規則並びに療担基準に基づき厚生労働大臣が定める掲示事項等」(平成18年厚生労働省告示第107号)の一部が、平成20年6月13日付け厚生労働省告示第331号及び第332号をもって改正され、同日付け適用されたところです。

アダリムマブ製剤の保険適用上の取扱いについては下記のとおりとするとともに、関係する通知の一部を改正しますので、関係者に対して周知徹底をお願いします。

記

1 保険適用上の取扱い

- (1) 本製剤について、「特掲診療料の施設基準等」(平成20年厚生労働省告示第63号)別表第九「在宅自己注射指導管理料、注入器加算、間歇注入シリンジポンプ加算及び注入器用注射針加算に規定する注射薬」としたものであること。
- (2) 本製剤について、「療担規則及び薬担規則並びに療担基準に基づき厚生労働大臣が定める掲示事項等」(平成18年厚生労働省告示第107号)第十一号の「療担規則第二十条第二号へ及び療担基準第二十条第三号への厚生労働大臣が定める保険医が投与することができる注射薬」としたものであること。

(3) 本製剤を投与した場合は、「診療報酬の算定方法」（平成20年厚生労働省告示第59号）別表第一第2章第2部第2節区分「C101」の在宅自己注射指導管理料を算定できるものであること。

(4) 今般薬価基準に掲載されたアダリムマブ製剤（ヒュミラ皮下注40mgシリンジ0.8mL）については針付注入器一体型のキットであるので、在宅自己注射指導管理料を算定する場合、注入器加算及び注入器用注射針加算は算定できないものであること。

2 関係通知の一部改正

「診療報酬の算定方法の制定等に伴う実施上の留意事項について」（平成20年3月5日保医発第0305001号）の一部を次のように改正する。

別添1第2章第2部第3節C200の(1)及び別添3<調剤技術料>区分01(6)のイ中「及びグリチルリチン酸モノアンモニウム・グリシン・L-システイン塩酸塩配合剤」を「、グリチルリチン酸モノアンモニウム・グリシン・L-システイン塩酸塩配合剤及びアダリムマブ製剤」に改める。

事 務 連 絡
平成20年4月30日

社団法人 日本病院会 御中

厚生労働省保険局医療課

使用薬剤の薬価（薬価基準）等の一部改正について

標記について、別添のとおり地方社会保険事務局、都道府県民生主管部（局）国民健康保険主管課（部）及び都道府県後期高齢者医療主管部（局）後期高齢者医療主管課（部）あて連絡したのでお知らせします。



事務連絡
平成20年4月30日

地方社会保険事務局 }
都道府県民生主管部(局) }
国民健康保険主管課(部) } 御中
都道府県後期高齢者医療主管部(局) }
後期高齢者医療主管課(部) }

厚生労働省保険局医療課

使用薬剤の薬価(薬価基準)等の一部改正について

標記については、「使用薬剤の薬価(薬価基準)」(平成20年厚生労働省告示第60号。以下「薬価基準」という。)及び「療担規則及び薬担規則並びに療担基準に基づき厚生労働大臣が定める掲示事項等について」(平成18年厚生労働省告示第107号。以下「掲示事項等告示」という。)の一部が平成20年4月30日付け厚生労働省告示第294号及び第295号をもって改正され、平成20年4月30日から適用されたところですが、その概要は下記のとおりですので、お知らせします。

記

1 薬価基準の一部改正について

- (1) 製薬企業等による医薬品の製造販売承認の承継に伴い、内用薬1品目及び注射薬1品目について、薬価基準の別表に記載したものであること。
- (2) (1)により薬価基準の別表に記載されている全医薬品の品目数は、次のとおりであること。

区分	内用薬	注射薬	外用薬	歯科用薬剤	計
品目数	7,881	3,766	2,695	40	14,382

2 掲示事項等告示の一部改正について

- (1) 製薬企業等による医薬品の製造販売承認の承継に伴い製薬企業から削除依頼があった内用薬1品目及び注射薬1品目について、掲示事項等告示の別表第2に記載して、平成21年4月1日以降保険診療における使用医薬品から除外するものであること。
- (2) (1)により掲示事項等告示の別表第2に記載されている全医薬品の品目数は、次のとおりであること。

区分	内用薬	注射薬	外用薬	歯科用薬剤	計
品目数	130	66	26	0	222

(参考)

薬価基準告示

No	薬価基準名	成分名	規格単位	薬価 (円)
1	※塩酸バンコマイシン散0.5g (シオノギ)	塩酸バンコマイシン	500mg 1瓶	3,257.70
2	Ⓢ ※塩酸バンコマイシン点滴静注用0.5g (シオノギ)	塩酸バンコマイシン	0.5g 1瓶	3,411

揭示事項等告示

別表第2 第4部 (平成21年3月31日まで)

No	薬価基準名	成分名	規格単位	薬価 (円)
1	※塩酸バンコマイシン散0.5g (イーライリリー)	塩酸バンコマイシン	500mg 1瓶	3,257.70
2	Ⓢ ※塩酸バンコマイシン点滴静注用0.5g (イーライリリー)	塩酸バンコマイシン	0.5g 1瓶	3,411